

令和6年度 第3回射水市子ども・子育て会議
第3回射水市子ども施策推進委員会 議事要旨

- 1 開催日時 令和7年2月25日(火) 午後7時00分～午後7時50分
- 2 開催場所 射水市役所本庁舎 4階 会議室 401
- 3 出席者
 - (1) 子ども・子育て会議委員
小川委員(会長)、吉野委員、上田委員、伊藤委員、杉山委員、
山田委員、荒木委員、砂田委員、滑川委員、氏家委員、森田委員、
數井委員、山崎委員、宮島委員、篠田委員、林委員 16名
 - (2) 当局
福祉保健部長、福祉保健部参事、福祉保健部次長、子育て支援課長、こども福祉課長、
保健センター所長、生涯学習スポーツ課長、学校教育課長、子育て支援課5名、
保健センター1名、生涯学習スポーツ課1名、
ランドブレイン株式会社1名
- 4 欠席者 川井委員、明橋委員、亀谷委員 3名

会議次第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - 協議事項
 - (1) (仮称)射水市こども計画(案)について
 - ア (仮称)射水市こども計画(素案)のパブリックコメントの結果について
 - イ 射水市こども計画(案)及び概要版
 - (2) 令和7年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について
 - 報告事項
 - (1) 放生津保育園の整備方針(案)について
 - (2) 射水市こども条例の一部改正について
- 4 その他
- 5 閉 会

《議事録》

議事

協議事項

(1) 射水市こども計画（案）について

(事務局) 「(仮称) 射水市こども計画（素案）のパブリックコメントの結果」、「射水市こども計画（案）」及び「概要版」について、事務局から説明

(委 員) いろいろな政策を盛り込んでいただいているので、これを一つ一つ進めていっていただければと思う。

(委 員) 病児病後児保育が以前から声が上がっている中、保育園でこれをやるとなるとお医者さんとの提携や部屋の確保、それから人のやりくりで非常に難しい問題がある。これは公的施設で何かそういうものができないかとも思っている。
この計画にはそういう内容はほとんど書いてないと思うので、ぜひその辺をどこかに入れていただければありがたいと思う。

(委 員) ファミリーサポートセンター事業の1か所について、どのような活動をしているのか。

(事務局) 射水市においては、社会福祉協議会に事業をお願いしており、箇所数は社会福祉協議会の1ヶ所となっている。事業内容は、放課後の迎えであったり、親が帰宅されるまでの間、一時的に預かっていただいたり、病院の付き添いが難しい時には、代わりに付き添うことなどを行っている。

(委 員) チラシでは見た事はあるが、このような制度があることや何かそうされているお宅とかにステッカー等を貼って、安心できる材料みたいなものがあるといいかなと思う。

(事務局) ファミリーサポートセンター事業の周知や利用しやすい環境整備も含め、社会福祉協議会と相談し、サービスの質の向上を目指していきたい。また、地域のボランティアも増えつつあるので、地域のボランティアの力も借り、地域の子育ての支援を進めていきたい。

(委 員) 4ページのこどもや若者の定義的なイメージだが、インパクトあっていいと思うが、グラデュエーション部分の解釈について、どう考えればよいか。市の想いがありこうしているなら良いと思うが、逆に良い図なので突っ込まれる要因になるかもしれない。

(事務局) こども基本法で、こどもの定義は心身の発達の過程にあるものであったり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまで成長過程にあるものと定めているが、アバウトな形だと認識している。

そういった中でイメージ図であるが、青年期は、概ね18歳から30歳未満の方であったり、ポスト青年期は概ね30歳から概ね40歳というようなところで、青年期の部分については、子どもや若者が将来にわたって自身のライフビジョンを描け、希望を持つことができるよう、魅力ある子ども政策であったり、子育てしやすい環境作りであったり、若い20代30代の層に広くPRしていく。またポスト青年期は、概ね40歳未満までで、困難を抱えるご家庭への支援という中で、例えばひきこもりや無職業者ニートといった方が社会的に円滑な生活が営めるようにということで、そういった方々に特化したような支援と捉えている。

(2) 令和7年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

(事務局)「令和7年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員」について、
事務局から説明
(委員)全員承認

報告事項

(1) 放生津保育園の整備方針(案)について

(事務局)「放生津保育園の整備方針(案)」について、事務局から説明

(2) 射水市子ども条例の一部改正について

(事務局)「射水市子ども条例の一部改正」について、事務局から説明